

平群町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

平群町教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が心身ともに健やかに働き続けられる環境を実現することで、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保し、子どもたちの学びをより充実させることを目的とし、平群町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置付ける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、子どもたちのための教育の質をさらに高めていく。

### (2) 本町の現状

令和7年度「奈良県学校における働き方改革に関するアンケート」によると、本町では月当たりの時間外在校等時間が45時間～80時間となる割合が、小学校で37.9%（県平均24.6%）、中学校で47.4%（県平均35.2%）と県平均を大きく上回っている。現在、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、課題は複雑化している。

本町では保護者・地域からの要望・苦情への対応や、特に中学校では部活動の指導などの業務の負担感が大きくなっており、次年度から休日における学校部活動の地域移行により、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することは喫緊の課題である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下の通り。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%になることを目指す。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次休暇（20日）の平均取得率を55%以上になることを目指す。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。  
（令和7年度13.8%）
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ①学校以外が担うべき業務

###### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者・地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校の見守り活動を推進する。

###### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、青少年補導委員会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ○学校徴収金の徴収・管理

・学校徴収金について、徴収業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

###### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・不当あるいは悪質な苦情等に対しては、「平群町不当要求行為等マニュアル」に基づき、組織的に対応することとする。

・法的な相談が必要となった場合は、本町の顧問弁護士に教育職員等から相談できる体制を整備し、その対応に当たることとする。

・学校が専門家を活用できる環境を充実させ、当該苦情等の対応において各学校を支援する。

##### ②教師以外が積極的に参画すべき業務

###### ○調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって調査の回答に係る事務負担を軽減する。

###### ○部活動

・令和8年度より休日の学校部活動の地域移行を行う。平日の部活動については、引き続き学校部活動を基本とすることから「部活動指導員配置事業」を活用するなどして、活動時間について適正化を図る。

### ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全校に配置する。
- ・ICT等の活用により、授業準備や採点作業等にかかる事務負担を軽減する

#### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと、支援を行うことのできる体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を直す。
- ・デジタル技術の活用により、校務を効率化する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校閉庁日を設定する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度平群町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材を活用するに当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者・地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。